議員提出議案第1号

須賀川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条の 2 第 5 項 において準用する同法第 109 条第 7 項及び第 8 項並びに須賀川市議会本会議規則(平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号)第 8 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

議会運営委員長 鈴 木 忠 夫

須賀川市議会議長 大 越 彰 様

須賀川市議会委員会条例の一部を改正する条例

須賀川市議会委員会条例(平成 16 年須賀川市条例第 78 号)の一部を次のように改正する。

第2条中「議会広報委員会 8人 議会の広報に関する事務」を 「議会広報委員会 8人 議会の広報に関する事務 予算委員会 27人 当初予算及び補正予算に関する事務」 改める。

附 則

この条例は、平成21年5月1日から施行する。